政令第百八号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項及び第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「令和四年四月」を「令和五年四月」に、「十四万千九百円」を「十四万五千四百二十円」に、「五万二千四百円」を「五万三千七百円」に、「四万八千八百四十円」を「五万五十円」に、「三万四千九百円」を「三万五千七百六十円」に、「一万七千五百円」を「一万七千九百四十円」に改める。

第十八条第一項中「七万三百六十円」を「七万五百二十円」に改め、同条第二項第一号中「十万五千五百六十円」を「十万五千八百円」に、「二万二千二百八十円」を「二万二千八百三十円」に改め、同項第二号中「二万二千二百八十円」を「二万二千八百三十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和五年三月以前の月分の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（次項において「法」という。）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3　改正後の第十八条の規定は、令和五年四月以後に受ける介護に係る法による介護手当の額について適用し、同年三月以前に受けた介護に係る法による介護手当の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万六千九百円」を「三万七千八百円」に改め、同項第二号中「三万四千九百円」を「三万五千八百円」に改め、同項第三号中「三万六千九百円」を「三万七千八百円」に改め、同項第四号中「三万四千九百円」を「三万五千八百円」に改め、同条第二項中「三万六千九百円」を「三万七千八百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百八十万四千四百円」を「二百八十七万五千二百円」に改め、同項第二号中「二百二十四万四千円」を「二百二十九万九千二百円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十七万七千二百円」を「八十九万八千八百円」に改め、同項第二号中「七十万二千円」を「七十一万八千八百円」に改める。

第十条第五項中「二百四十五万二千八百円」を「二百五十一万四千円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百三十五万八千四百円」を「七百五十四万二千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（以下「新令」という。）第五条第一項及び第二項（これらの規定を独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（以下「令」という。）第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和五年四月以後の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

2　新令第七条第一項、第九条第一項及び第十条第五項（これらの規定を令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和五年四月以後の月分として支払われる法による障害年金、障害児養育年金及び遺族年金の額（以下この項において「年金の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金の額については、なお従前の例による。

3　新令第十一条第二項（令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和五年四月一日以後の死亡に係る法による遺族一時金の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項及び第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「三月」を「二月」に改める。

第十一条第一項第一号中「三万六千九百円」を「三万七千八百円」に改め、同項第二号中「三万四千九百円」を「三万五千八百円」に改め、同項第三号中「三万六千九百円」を「三万七千八百円」に改め、同項第四号中「三万四千九百円」を「三万五千八百円」に改め、同条第二項中「三万六千九百円」を「三万七千八百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百二十二万七千六百円」を「百二十五万八千八百円」に改め、同号ロ中「九十八万二千八百円」を「百万六千八百円」に改め、同項第二号イ中「百五十七万九千二百円」を「百六十一万七千六百円」に改め、同号ロ中「百二十六万三千六百円」を「百二十九万三千六百円」に改め、同条第四項中「八十四万四千三百円」を「八十四万六千二百円」に、「五十六万二千九百円」を「五十六万四千二百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百九十二万六千四百円」を「四百二万四千八百円」に改め、同号ロ中「三百十四万千六百円」を「三百二十一万八千四百円」に改め、同号ハ中「二百三十五万五千六百円」を「二百四十一万四千四百円」に改め、同項第二号イ中「五百四万八千四百円」を「五百十七万五千六百円」に改め、同号ロ中「四百三万九千二百円」を「四百十三万八千八百円」に改め、同号ハ中「三百二万八千八百円」を「三百十万四千四百円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十四万四千三百円」に、「五十六万二千九百円」を「五十六万四千二百円」に改める。